

第9章 用語説明

第9章 用語説明

記載ページ	用語	説明
1	公共施設	市が保有する建物（民間等から借用している建物を含む。）を有する施設。ただし、以下の施設、建物を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、道路、上下道、下水道施設などのインフラ施設 ・文化財 ・市以外の団体等に貸付をしている建物
1	インフラ施設	橋梁、道路、上下道、下水道施設などの施設であり、市民生活と社会経済活動を支える生活基盤や産業基盤であり、公共施設関連の建物を除く施設
2	PDCAサイクル	事業活動における生産管理や品質管理を円滑に進める手法であり、P (lan) =計画、D (o) =実行、C (heck) =評価、A (ction) =改善、のサイクルにより継続的な改善を目指すための手法。
8	年少人口	0歳～14歳の人口
8	生産年齢人口	15歳～64歳の人口
8	老年人口	65歳以上の人口
8	少子高齢化	こどもの数が減少し、かつ高齢者の数が増加する現象。
10	実質収支	歳入決算額から歳出決算額を引いた額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいう。実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであり、一般的に黒字・赤字とは実質収支上のことをいう。
11	地方交付税	本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）のこと。
11	国庫支出金	特定の行政目的を達成するために、その経費に充てることを条件として、国が地方公共団体に交付する支出金であり、国庫支出金には、国が義務として経費の全部または一部を負担する国庫負担金、国がその事務の執行を奨励したり、地方公共団体の財政を援助する目的で交付する国庫補助金、国の事務の委託に伴う国庫委託金がある。
11	都道府県支出金	都道府県が自らの収入（地方税等）から都道府県立の学校、社会教育施設、教育委員会事務局のために支出した経費や市町村に対する補助のこと（教育委員会以外の部局からの補助を含む）。
11	地方債	都道府県及び市町村が公共施設建設や退職手当等のため起債した経費のうち、当該会計年度支出分のこと。
12	公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元金や利子の返済と、一時的に現金が不足するときに借り入れる、一時借入金の子に要する経費のこと。
12	扶助費	お年寄りやからだの不自由な方、児童などを援助するため社会保障制度の一環として支給される経費であり、生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。
14	財政調整基金	自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金（基金）のこと。
15	財政力指数	地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値をいい、地方自治体の財政力を示す指数として用いられる。財政力指数が1を超えた団体は、地方交付税の不交付団体になるが、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となると言われている。また、財政力指数が1以下であっても、1に近いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるということを表している。
16	経常収支比率	人件費、扶助費、公債費、物件費など常に支払う必要がある支出（経常経費充当一般財源の額）が地方税、地方交付税など常に見込める収入（経常一般財源総額）に対してどのくらいの割合かを示したものである。経常収支比率は、地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられ、この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表している。

記載ページ	用語	説明
17	実質公債費比率	地方公共団体の借入金（地方債）に対する返済額（公債費）の大きさを指標化したもので、「資金繰りの危険度」を表したものである。この危険度については、借金をしすぎないように、借金の削減計画（適正化計画）の策定が必要となるライン（25%以上）及び新たな借金（地方債の発行）が制限されるライン（35%以上）が決められている。
18	将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等（債務負担行為に伴う支出予定額等）を含めた事実上の総負債額の大きさを指標化したもので、「将来財政を圧迫する可能性の度合い」を表したものである。
33	新耐震基準	耐震基準とは、建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準であり、新耐震基準とは、建築基準法に基づき昭和56年（1981年）6月1日導入された現行の基準である。
33	旧耐震基準	旧耐震基準とは、新耐震基準が導入する以前の基準であり、旧耐震基準で立てられた建物は、阪神・淡路大震災では建物の倒壊等、大きな被害が見られているため、耐震改修による耐震性の向上が必要である。
35	バリアフリー化	対象者である障害者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害を取り除くための設備を設置すること。
37	省エネ	より少ないエネルギーで社会的・経済的効果を得られる様にする施策であり、省エネルギーの略。 エネルギー使用量の削減により、ランニングコストの削減や、二酸化炭素排出量の削減を目的とする。
37	創エネ・蓄エネ	創エネとは、太陽光発電等によりエネルギーを創出することであり、蓄エネとは、創出したエネルギーを蓄電池等により蓄えることで、この一連の仕組みのことを言う。
38	指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設について、管理・運営を、民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指すことを目的としている。
39	収入合計	収入合計＝特定財源（＝国・県支出金等＋その他収入） ＋施設使用料等（＝使用料または利用料金＋手数料等＋家賃収入等） 注）指定管理者が受け取る施設使用料等を含む。 注）指定管理者が受け取る指定管理料は含まない。
39	支出合計	支出合計＝維持管理費（＝工事請負費＋修繕費＋光熱費＋建物管理委託費＋土地建物賃借料＋その他維持管理費＋指定管理者負担維持管理費） ＋事業運営費（＝人件費＋事業運営委託費＋その他事業運営費 ＋指定管理者負担事業運営費）
39	国・県支出金	市が保有する公共施設に係る費用のうち、特定の事業に対して国や県が補助する費用
39	人件費	公共施設の管理運営に携わっている市職員の人件費であり、本書では市職員の平均給与を用いて算出
39	維持管理費	公共施設を安全に継続利用するために係る費用であり、古くなった設備や建物を直すための修繕費や、土地や建物の賃借料、光熱水費等の合計
39	事業運営費	建物を管理、運営するために必要な費用であり、公共施設の管理・運営に携わる人員の人件費や、事業者へ管理・運営を委託する際の費用の合計
39	指定管理者負担維持管理費	指定管理者が負担している維持管理費
39	指定管理者負担事業運営費	指定管理者が負担している事業運営費
50	経常修繕費	経年による設備の劣化や建物躯体の損傷に対して、経常的に実施する修繕に係る費用
50	大規模修繕費	経年により設備や建物躯体に著しい損傷が生じた場合、大規模な工事等により修繕を実施するために必要となる費用
56	市民利用施設	広く市民が利用している施設であり、以下の施設は除く。 ・直接的に市民が利用しない施設 ・利用する市民が限定される施設。 ・公衆便所等のように利用時間の短い施設や、構造的に簡易な施設を除く。
※	数値の表示について	合計額は、千円以下を四捨五入しているため、内訳の合計が計に合わない場合があります。